┌──┐

│印紙│　　　　　　　　　　　研究受託契約書

└──┘

　北海道科学大学（以下「甲」という。）と○○○○○○○（以下「乙」という。）は、次の条項により委託研究契約を締結する。

（受託研究内容）

第１条　甲は、次の研究を乙の委託により行う。

1. 研究題目　　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
2. 研究目的　　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

1. 研究内容　　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（研究期間）

第２条　研究期間は、契約締結日から開始し、○○○○年○○月○○日で終了する。

（研究担当者）

第３条　研究は、○○学科　○○　○○○○が担当する。

（委託研究費）

第４条　乙は、甲に委託研究費として○○○○○○円（消費税及び地方消費税１０％○○○○○円を含む）を契約締結の日から３０日以内に甲の指定する銀行口座に納入する。

２　委託研究費は、原則として返還しない。ただし、やむを得ない事由により受託研究を中止する場合において甲が必要と認めるときは、不用となった額の範囲内で乙と協議のうえ、その全部又は、一部を返還することがある。

３　ただし、委託研究費の使用については、甲の裁量に委ねる。

（研究の着手）

第５条　研究の着手については、委託研究費が納入された後とする。

（研究の中止等）

第６条　乙は、この研究の委託を一方的に中止することはできない。

（研究の延長等）

第７条　甲は、受託研究遂行上やむを得ない事由があるとき、乙と協議のうえ受託研究を中止し、又は、研究期間を延長することができるものとする。この場合において、甲は、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

（研究成果報告等）

第８条　甲は研究期間終了後、乙に研究成果の報告を速やかに行う。

（特許権等）

第９条　受託研究の成果に基づく公表及び特許権等に関しては、甲乙協議によるもの　　とする。

（契約事項の変更等）

第10条　この契約の条項を変更する必要が生じたとき及びこの契約に定めのない事項が

　発生したときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

　以上のとおり契約したので、その証として本書を２通作成し、甲乙両者押印のうえ各

１通をおのおの保管する。

　　　　　　○○○○年○○月○○日

甲　　札幌市手稲区前田７条１５丁目４番１号

北海道科学大学

学　長　　　　　川　上　　敬

乙　　○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○

○○○○　　　　○　○　○　○